

## 広島県教育委員会規則第十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第一条 博物館の登録に関する規則(昭和二十七年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

- 一 地方公共団体が設置するものにあつては設置条例の写、一般社団法人又は一般財団法人が設置するものにあつてはその定款の写、宗教法人が設置するものにあつてはその規則の写

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第二条 教育長に対する権限委任規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)に基づく公益法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)(第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督」に改める。

第一条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条総務課の項第二十五号中「財団法人広島県教育事業団」の下に「(昭和四十七年四月一日に財団法人広島県教育事業団という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条健康福利課の項第六号中「財団法人広島県教職員互助組合」を「財団法人広島県教育職員互助組合(昭和三十九年五月一日に財団法人広島県教育職員互助組合という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」に改める。

(広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則の一部改正)

第四条 広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則（平成十九年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「寄附行為」を削り、「これら」を「これ」に改める。

（広島県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

第五条 広島県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十五年広島県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

#### 附 則

この教育委員会規則は、平成二十年十二月一日から施行する。